

○高知県警察広告事業に関する訓令

平成31年 2月15日

高知県警察本部訓令第2号

改正 令和3年3月12日 高知県警察本部訓令第3号

警察本部

警察署

(趣旨)

第1条 この訓令は、県警察が保有する資産を有効活用するとともに新たな財源を確保し、地域経済の活性化に寄与するため、県警察が管理する施設内に設置する広告付き行政情報表示板（以下「表示板」という。）及び県警察ホームページに民間事業者等の広告を表示し、その対価として広告料を徴収する広告事業（以下「広告事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告事業の対象等)

第2条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 誇大若しくは虚偽のもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 県警察が推奨していると誤解を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) その他表示する広告として適当でないと認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、表示することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット

異性紹介事業に関するもの

- (4) 賭博及び富くじ（宝くじに係るものを除く。）に関するもの
- (5) たばこに関するもの
- (6) 法律に定めのない医業類似行為に関するもの
- (7) その他広告を表示する業種又は事業者として適当でないと認めるもの

3 次の各号のいずれかに該当する者は、広告主又は広告取扱業者（広告代理業を行う者をいう。以下同じ。）としない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は高知県暴力団排除条例（平成22年県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等
- (3) 前号の暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 高知県から指名停止措置を受けている者
- (5) 高知県から不利益処分を受けている者
（表示の中止等）

第3条 表示している広告に係る広告主又は広告取扱業者が前条第3項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該広告の表示を中止し、又は契約を解除することができるものとする。

（事務の所掌）

第4条 広告事業の事務は、総務課が所掌する。

（募集要項の作成）

第5条 広告事業を実施しようとするときは、次に掲げる事項を定めた募集要項を作成し、広告主又は広告取扱業者を募集するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び事業内容
- (2) 募集する広告の規格、数量、表示期間等
- (3) 表示する広告内容等の範囲及び基準
- (4) その他広告事業の実施に関し必要な事項

（広告審査委員会）

第6条 広告主、広告内容等を審査するため、県本部に高知県警察広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 総務課長

委員 広報官、県民支援相談課次長及び各部の庶務担当課次長（次長が二人

の所属は、次長（第一）の職にある者とする。）

- 3 委員会は、広告主、広告内容等に関する審査を行い、委員長がこれを総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、第2項に規定する者以外の者を委員に指名することができる。
- 6 委員会の庶務は、総務課が行う。

一部改正〔令和3年本部訓令3号〕

附 則

この訓令は、平成31年2月15日から施行する。

附 則〔令和3年3月12日高知県警察本部訓令第3号〕

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。